

山梨県新規就農者育成方針

令和7年3月13日 一部改正

「経営発展支援事業」等の実施に当たり、県が定める新規就農者育成方針は次のとおりです。

(1) 新規就農者の確保に向けた課題、目標

- ◆ 近年、本県の新規就農者数は増加傾向ではあるものの、農林業センサスによると令和2年の基幹的農業従事者数は20,500人とH27から17%減少し、また、65歳以上の割合は74%に上昇しており、本県農業の維持・発展のためには新たな担い手の確保・育成が喫緊の課題である。
- ◆ そのため、県内外及びオンラインでの就農相談の実施や各種媒体を活用した情報発信により、農業に取り組もうとする新規参入希望者の一層の呼び込みを図るとともに、県立農林大学校やアグリマスター制度等による技術習得機会の充実、就農前後の生活を支援する資金の交付、農業機械等の初期投資への支援など、就農相談段階から経営の安定まで一貫した総合的な支援を行う必要がある。（アグリマスター制度…新規就農者の育成に高い見識と能力を持ち、かつ十分な研修環境を提供できる農業者を認定する本県独自の制度）
- ◆ また、本県は耕地面積の多くが中山間地域に位置しており、長い間守り受け継がれ管理されてきた田畑は、農業生産だけでなく災害発生防止など様々な機能を有する貴重な財産である。こうした貴重な財産や先人が培ってきた栽培技術を確実に引き継いでいくことが重要であり、特に農家子弟の親元への就農は本県における重要な担い手対策として推進していく必要がある。
- ◆ 本県では、農業振興の指針となる「やまなし農業基本計画」の中で、新規就農者数を目標の一つとして位置づけ、令和5年度から令和8年度の4年間で1,400人の新規就農者の確保を目標とし、これらの各種施策に取り組んでいる。

(2) 新規就農者に対するサポート内容

- ◆ 本県では別紙サポート体制により、就農相談段階から就農準備、経営開始後の経営の安定まで一貫した支援を行っている。

(3) 本事業の交付対象者候補を選定するために都道府県が独自に設定する要件

- ◆ 設定なし。

(4) 本事業の交付対象者候補を選定するための基礎となる県加算ポイントの設定

◇ 次の項目ごとに該当するポイントを配点する。

県ポイント表

項目	内容	配点
研修 (0～2)	やまなしあぐりゼミナール研修、専門学校農林大学校、その他県が認める機関※1で農業技術及び農業経営に関する研修を受けている	2
	以下の経験を1年以上有する ○山梨県内の農業法人において栽培管理の業務に常時従事している ○指導農士またはアグリマスターから農業技術、経営管理について指導を受けている ○山梨県内の市町村の地域おこし協力隊として栽培管理の業務に従事している。	1
	上記と同等の農業技術及び農業経営に関する知識があると農務事務所長が認める者	1～2
目標 (0～3)	青年等就農計画において、以下に定める目標を設定している	
	市町村の基本構想に定める水準より 40%以上高い所得目標	3
	市町村の基本構想に定める水準より 20%以上高い所得目標	2
	市町村の基本構想に定める水準より 10%以上高い所得目標	1
販路 (0～1)	JA の組合員であるか、契約取引等により安定的な出荷先を確立している	1
年齢 (0～1)	就農時の年齢が 40 歳未満	1
就農時期 (0～1)	事業実施年度の前年度に農業経営を開始している	1
就農形態 (0～1)	独立・自営就農である	1
条件不利 地域※2 (0～1)	耕作地の過半が条件不利地域に該当している	1
品目 (0～2)	以下に定める品目が農業経営における主たる品目である	
	スイートコーン、なす、トマト、きゅうり、ブドウ、モモ	2
	キャベツ、いちご、レタス、ブロッコリー、ほうれんそう、ネギ、すもも、おうとう	1
	その他、市町村が特に振興を図ると認める品目※3	2
その他 (0～1)	その他、市町村が特に支援すべきと認める者※4	1

※1 県が認める機関は就農準備資金等における研修機関として県が認定した機関

※2 条件不利地域は「特定農山村法」「山村振興法」「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」「棚田地域振興法」によって指定された地域(中山間直接支払制度の対象となる地域)

※3 地域特産野菜など、特定の地域または市町村で振興している品目に限る。その品目が農業経営における主たる品目である場合は2点、農業経営に含まれている場合は1点とする。

※4 1回の所要額調査にあたり1市町村につき1点を配分可能とする。ただし、1回に4名以上の交付希望者がいる市町村については、1市町村につき2点まで配分可能とする（配点できるのは1名につき1点のみ）。

〈配点の基準〉

- ① 上記の県ポイント表に基づき県ポイントを配点し、全国共通ポイントとの合計値により交付希望者の順位を決定する。
- ② 合計値が同点となった場合は、Ⅰ 事業実施年度の前年度に経営を開始した者を上位とする、Ⅱ 年齢の低い者を上位とする、Ⅲ 要望する補助金額が低い者を上位とする、以上の基準により同順位となる者がいないように順位を決定する。
- ③ 上記基準に基づく配点結果の合計と県の持ち点に差が生じた場合については、加点する場合は順位が高い交付希望者から順に1ポイントずつ加点、減点する場合は順位が低い交付希望者から順に1ポイントずつ減点する。
- ④ ③により配点した後、交付希望者1人に対して配点可能な県ポイントの上限を超えた交付希望者がいる場合、その者の上限を超えた分の県ポイントを減点し、上限を超えていない交付希望者のうち順位の高い順に1ポイントずつ配点する。
- ⑤ ①～④により配点された県ポイントと全国共通ポイントの合計値を交付希望者のポイントとする。

山梨県新規就農者育成方針 新規就農者に対するサポート体制

支援分野	担当機関・部署名
就農に向けた相談窓口	県農政部担い手・農地対策課、県農務事務所（地域普及センター）、 県就農支援センター（県農業振興公社）、市町村
研修支援	県農政部担い手・農地対策課、県農務事務所（地域普及センター）、 県就農支援センター（県農業振興公社）、市町村、県が認める機関※
技術・経営指導	県農務事務所（地域普及センター）、県農政部農業技術課農業革新支 援スタッフ、就農支援センター（県農業振興公社）、市町村、県が認 める機関※
農地確保支援	市町村農業委員会、就農支援センター（県農業振興公社）
機械・施設等の確保支援	県農務事務所（地域普及センター）、就農支援センター（県農業振興 公社）、農業協同組合、市町村
資金相談	県農政部担い手・農地対策課、県農務事務所（地域普及センター）、 県就農支援センター（県農業振興公社）、市町村、農業協同組合
農業者による指導	県農政部担い手・農地対策課、県農務事務所（地域普及センター）、 県就農支援センター（県農業振興公社）、市町村、県が認める機関※
販路支援	県農務事務所（地域普及センター）、県就農支援センター（県農業振 興公社）、農業協同組合
生活に係る支援 （住居、子育て等）	市町村、やまなし暮らし支援センター
事務局・全体調整	県農政部担い手・農地対策課

※県が認める機関は就農準備資金等における研修機関として県が認定した機関